

新潟県条例第22号

新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県介護保険法関係手数料条例（平成10年新潟県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下「移動別表項」という。）を当該移動別表項に対応する次の表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前			
(手数料の納入方法)			(手数料の納入方法)			
<p>第4条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 別表19の項に規定する手数料</p> <p>(3)～(5) (略)</p>			<p>第4条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 別表21の項に規定する手数料</p> <p>(3)～(5) (略)</p>			
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）			
手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額	
(略)			(略)			
			17	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第107条の2第1項の規定により指定介護療養型医療施設の指定の更新を受けようとする者（次項に規定する指定の変更を併せて受けようとする者を除く。）	指定介護療養型医療施設指定更新手数料	1件につき 10,300円
			18	旧介護保険法第108条第1項の規定により指定介護療養型医療施設の指定の変更（構造設備の変更を伴うものに限る。）を受けようとする者	指定介護療養型医療施設指定変更手数料	1件につき 22,600円

17 (略)		
18 (略)		
19 法第115条の35 第2項の規定により介護サービス情報(指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院において介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス又は介護医療院サービスと一体的に提供される規則で定めるものに係るものを除く。)を公表される者	(略)	(略)
20 (略)		
21 (略)		
19 (略)	20 (略)	21 法第115条の35 第2項の規定により介護サービス情報(指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院又は指定介護療養型医療施設において介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス又は介護療養施設サービスと一体的に提供される規則で定めるものを除く。)を公表される者
22 (略)		
23 (略)		
備考 19の項の介護サービス情報を公表される者が複数の介護サービスを同一の事業所において規則で定めるところにより一体的に提供している場合は、当該複数の介護サービスに係る介護サービス情報の公表を1件の公表とみなす。		
備考 21の項の介護サービス情報を公表される者が複数の介護サービスを同一の事業所において規則で定めるところにより一体的に提供している場合は、当該複数の介護サービスに係る介護サービス情報の公表を1件の公表とみなす。		

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例の一部改正)
- 新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例(令和4年新潟県条例第47号)の一部を次のように改正する。
第19条の改正規定の表中新潟県介護保険法関係手数料条例第4条を削る改正に係る部分を次のように改める。

(手数料の納入方法)

第4条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- 別表1の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料
- 別表19の項に規定する手数料
- 第2条の2第1項の規定により指定試験実施機関に納める手数料
- 第2条の3第1項の規定により指定研修実施機関に納める手数料
- 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の2の規定による指定納付受託者に対する納

